

## 学力定着支援事業 学習支援ドリルに係るプロポーザル実施要項

### 1. 趣旨

GIGA スクール構想による1人1台PC配備に合わせ、尼崎市立小・中学校及び特別支援学校の全児童生徒を対象に、学習支援ドリル（デジタルドリル）を導入することで、個々の早い段階で学習のつまずきを解消し、基礎学力を保証することを目的とする。

習熟度に合わせたドリル教材を導入し、「個別最適な学び」の実現を日常的に支援するとともに、学習履歴の活用により、より実態に即した学習支援が行えるように整備するため、確かな実績とノウハウを持つ業者の選定に必要な事項を次のとおり定める。

### 2. 業務の概要

#### (1) 件名

令和3年度 学力定着支援事業 学習支援ドリル

#### (2) 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日までとする。

#### (3) 業務内容

別紙「学力定着支援事業 学習支援ドリル賃貸借仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。

#### (4) 予算額について

本プロポーザルにおける提案限度額は、24,971,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。なお、提案限度額は、予算額と同額とは限らない。

この学習支援ドリルは、同業務の令和3年度予算が成立した時点で有効となるため、予算不成立の場合は同業務を実施せず、また、これに伴い、プロポーザル参加者において損害が生じた場合、尼崎市ではその損害について負担しないこととする。

### 3. 参加条件等

参加条件等は以下のとおりとし、いずれにも該当すること。

(ア) 対象業務において、尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。または、名簿に登載されていない業者については次の書類を整えることができれば参加可能であること。

i 商業登録簿謄本    ii 納税証明書（国税及び地方税）    iii 特別徴収義務に関する誓約書    iv 業務に必要な許可等

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む）の規定に該当しないこと。

(ウ) 本市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていないこと。

(エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。

- (オ) 本業務に関わる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (カ) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- (キ) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (ク) 国税、地方税を完納している者であること。
- (ケ) 適正な業務責任者を配置すること。

#### 4. プロポーザルの提出書類

次に示す書類を提出すること。また、本要項に様式が示されているものについては、その様式を使用すること。様式の定められていないものは任意とする。

##### (ア) プロポーザル応募申請書

（様式1）に従い記入し、記名捺印の上、提出すること。

##### (イ) 企画提案書

上記2.「業務の概要」を実現するために貴社が提供できるサービス内容について、以下の内容に基づき記載すること。

- 1 実績
- 2 本事業の趣旨に関する理解度
- 3 利用イメージ
- 4 ドリル機能
- 5 学習履歴の管理機能
- 6 学習プリント配信機能
- 7 サポート体制
- 8 独自提案

##### (ウ) 参考見積書（消費税及び地方消費税を含む。提案全体の見積額とその内訳記載）

##### (エ) 添付書類（詳細は様式1と本要項P.4「地域経済活性化に係る加点措置」欄を参照）

#### 5. 提案書等の提出手続きについて

##### (1) 提出場所

尼崎市教育委員会事務局 学校教育部学校教育課

住所 〒661-0024 尼崎市三反田町1丁目1番1号

（尼崎市教育・障害福祉センター3階）

電話 (06) 4950-5685 FAX (06) 4950-5658

##### (2) 提出方法

ア 企画提案書は、A4判縦型とし、ホチキス等で左綴じとし、表紙をつけて10部提出すること。また、参考見積書はA4判縦型とし、1部提出すること。

イ これらは郵送または持参すること。

なお、持参する場合は、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）までに持参すること。郵送の場合も提出期限までに必着とする。

(3) 提出期限

令和3年2月22日（月）午後5時まで （プロポーザル応募申請書と添付書類）

令和3年3月9日（火）午後5時まで （企画提案書）

(4) 募集に関する要項等の配布方法

市のホームページにて公表（令和3年2月4日（木）からダウンロード可能）

(5) その他

① 提案書等は1者につき1案のみ提出すること。

② 提出後における提案書等の再提出及び記載内容の変更は認めない。

## 6. 質問・回答について

提出書類作成にあたって質問がある場合は、質問書（様式2）に質問内容、提案者の会社名、担当者名、電話番号、FAX番号、E-mailを記載し、学校教育課へ電子メール（必要に応じてFAX可。ただしFAXでの質問を行う場合は、送付後に学校教育課に到着確認をすること。）にて送付すること。

なお、質問書の提出期限は、令和3年2月25日（木）午後5時までとする。質問書に対する回答は、令和3年3月4日（木）午後5時までに回答する。なお、回答書は、本プロポーザルへ応募した全業者に対して、FAXまたはメールにて送付する。

## 7. プロポーザルに関するプレゼンテーション及びヒアリング

次のとおり提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(1) 実施日時

令和3年3月15日（月） 午前10時00分～

参加業者のプレゼンテーション等の実施時間については、別途通知する。

(2) 実施場所

尼崎市教育・障害福祉センター 3階 教育委員会室

(3) その他

提案内容の説明にあたって、追加資料の提出は原則認めないが、パワーポイント等の使用は自由とする。プロジェクター、スクリーン等は用意するので、ノートパソコン等を持参すること。パワーポイント等を使用する場合は、事前に連絡すること。また、機器の準備等は説明時間に含まれるので、注意すること。

## 8. 審査及び選定結果の公表

(1) プロポーザルを特定するための評価は、尼崎市教育委員会事務局職員で構成する審査委員会で企画提案書及びヒアリングにより審査する。

(2) 無効となるプロポーザル

プロポーザルが以下の条件に該当する場合は、無効となることがある。

- ア プロポーザルの提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
  - イ プロポーザルに記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。
  - ウ 虚偽の内容が記載されている場合。
- (3) プロポーザルを提出した全ての業者に対して、選定結果を通知する。
  - (4) 企画提案書の著作権は、提出者に帰属するが、公平性、透明性、客観性を期するために公表することがある。
  - (5) 選定結果については、令和3年3月下旬に通知する予定。
  - (6) 選定結果についての異議申し立ては受け付けない。

## 9. その他

- (1) プロポーザルに要した費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書その他提出資料については返却しない。
- (3) 尼崎市は、当該賃貸借契約にあたり、選定された業者のプロポーザルの内容により拘束は受けないものとする。

なお、地域経済活性化に係る加点措置をする。

市内事業者、準市内事業者からの提案に対しては、地域経済活性化の観点から、一定の加点をする。市内事業者、準市内事業者、市外事業者のいずれに該当するかの判断は、応募申請書の提出時点で行う。

- ・ 市内事業者 …尼崎市内に本社や本店の主たる事務所事務所を有している事業者
- ・ 準市内事業者…尼崎市内に支店や営業所等を有し、人員を配置し、事業活動を行っている事業者
- ・ 市外事業者 …市内事業者、準市内事業者以外の事業者

### (4) 選考基準について

本業務の受託者の決定にあたっては、「学力定着支援事業学習支援ドリル賃貸借仕様書」を基本としたうえで、提出された企画提案書の内容やプレゼンテーション及びヒアリングでの説明、質疑応答に基づき、次の審査項目において審査し、受託候補者の順位付けを行う。

- ① 実績
- ② 本事業の趣旨に関する理解度（本市ネットワーク環境との親和性）
- ③ 教科書への対応
- ④ 問題の豊富さ
- ⑤ 個に応じた問題の選択
- ⑥ 自動採点機能
- ⑦ 解説
- ⑧ 学習履歴
- ⑨ 教師側の管理機能
- ⑩ 学習プリント配信機能

⑩ 事前、事後のサポート

- (5) 選定後、契約候補者は本市と契約に必要な事項を協議した後、本市が作成した契約書によって契約を締結する。

10. プロポーザル実施スケジュール (予定)

令和3年2月4日(木)	実施要項等の公表(市ホームページに掲載)
令和3年2月4日(木)～ 令和3年2月25日(木)午後5時	質問の受付期間(随時質問業者へ回答)
令和3年2月22日(月)午後5時	プロポーザル応募申請書提出期限
令和3年3月4日(木)午後5時	質問に対する回答
令和3年3月9日(火)午後5時	企画提案書提出期限
令和3年3月15日(月)午前10時	プレゼンテーション及びヒアリング
令和3年3月下旬	結果通知
令和3年3月下旬以降	決定業者と業務の詳細協議
令和3年3月下旬以降	令和3年度契約締結

■問い合わせ先

尼崎市教育委員会事務局 学校教育部学校教育課

住所 〒661-0024 尼崎市三反田町1丁目1番1号

(尼崎市教育・障害福祉センター3階)

電話 (06) 4950-5685 FAX (06) 4950-5658

メールアドレス [ama-school-edu@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-school-edu@city.amagasaki.hyogo.jp)